

○令和5年度及び令和6年度の教学マネジメント室における室長の指名範囲に関する特別措置
について

〔 令和5年3月23日
学 長 決 定 〕

令和5年度及び令和6年度の教学マネジメント室における室長の指名範囲に関する特別措
置について

(趣旨)

- 1 この決定は、教学マネジメント室規程（令和2年法人規程第13号。以下「規程」という。）
第14条の規定に基づき、令和5年度及び令和6年度の教学マネジメント室における室長の指
名範囲に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室長)

- 2 規程第5条の規定により学長が指名する室長の範囲に、特命教授である室員を加えることが
できるものとする。

(規程との関係)

- 3 この決定に定めのない事項については、規程の定めるところによる。

附 記

この決定は、令和5年4月1日から実施する。